

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料

介護保険料 国民年金保険料

は

所得控除の対象です

平成31年1月～令和元年12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象となります。生計を共にする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます（特別徴収分を除く）。確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法により取り扱いが異なります。

- ▶口座振替や納付書等により保険料を納付した場合
- 納付した方（生計を共にする方）の社会保険料控除の対象となります。
- ▶公的年金等からの特別徴収により保険料を支払った場合
- 年金受給者の保険料控除の対象となり、それ以外の方が社会保険料控除とすることはできません。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

- ▶納付書を利用した方……………領収証書
- ▶口座振替の方……………令和元年12月に送付した口座振替済みのお知らせ
- ▶モバイルレジを利用した方 ※国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のみ
- モバイルバンキングから納付…モバイルバンキングの取引明細書等
- クレジットカードで納付……………クレジットカード会社が発行する利用明細書等
- ▶特別徴収の方……………日本年金機構から送付された源泉徴収票
- ※領収証書等を紛失された方や証明が必要な方は、お問い合わせください

国民年金保険料の納付額の確認方法

日本年金機構から送付された社会保険料（国民年金保険料）控除証明書で確認できます。

※申告時に上記証明書の添付が必要です

※家族の方が国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告できます

問合せ

- ▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料……………国保年金課保険料係（区役所1階） ☎内線2386
- ▶介護保険料……………介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎内線2441
- ▶国民年金保険料……………荒川年金事務所 ☎（3800）9151



国民健康保険料のお支払いは口座振替で

新規申し込みキャンペーン

- 期 間
- 2月3日(月)～7月31日(金)
- プレゼント内容
- 国保年金課窓口で新規に国民健康保険料の口座振替申し込みをした世帯
- ※1世帯1つまで
- 定 員
- 800世帯（申込順）
- 申込み問合せ
- 国保年金課保険料係（区役所1階） ☎内線2386



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の休日窓口を開設

- 期日
- 2月9日(日)
- 時間
- 午前9時～午後5時
- 内容
- 保険料の納付・相談

医療費等が高額の方は申請を / 高額医療・高額介護合算療養費

平成30年8月1日～令和元年7月31日（合算期間）の1年間で医療保険と介護保険における自己負担額が高額になる場合に、限度額（右表）を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます

※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

申請開始時期

2月下旬

申請書の送付

令和元年7月31日現在、荒川区の医療保険（国民健康保険または後期高齢者医療制度）の資格がある方には、申請書を2月下旬に送付します。

※国民健康保険の資格がある方は、世帯主に申請書を送付します

合算期間内に医療保険の資格に変更があった方等には申請書を送付できませんので、下記の方法で申請してください。

- ◆荒川区の医療保険の資格を取得した方
- 加入していた医療保険の「自己負担額証明書」を添付し、国保年金課で申請してください。
- ◆荒川区の医療保険の資格を喪失した方
- 国保年金課で発行する「自己負担額証明書」を添付し、令和元年7月31日現在加入しているほかの医療保険者に申請してください。
- ◆荒川区に転入（後期高齢者医療制度の方は都外から）した方
- 転出した自治体で発行する医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」を添付し、国保年金課で申請してください。
- ◆荒川区から転出（後期高齢者医療制度の方は都外へ）した方
- 国保年金課・介護保険課で発行する医療保険と介護保険の「自己負担額証明書」を添付し、転入先の自治体で申請してください。
- ◇荒川区の医療保険以外の方
- 介護保険サービスの利用実績がある場合は、介護保険課で発行する「介護保険自己負担額証明書」を添付し、令和元年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください。

申請書を送付できない方

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表

▶70歳未満の方

適用区分（世帯単位）	自己負担限度額
旧ただし書き所得901万円超	212万円
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	141万円
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書き所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

▶70歳以上の方

適用区分（世帯単位）		自己負担 限度額
現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般（現役並み所得者・住民税非課税世帯を除く）		56万円
住民税 非課税 世帯	Ⅱ（世帯全員が区民税非課税）	31万円
	Ⅰ（世帯全員が区民税非課税かつ年金収入80万円以下で、その他の所得がない）	19万円

※同じ世帯に70歳未満の方と70～74歳の方がいる場合は、70～74歳の方を計算し、残る負担額を70歳未満の方の自己負担額と合算します

申請・問合せ

- ▶国民健康保険……………国保年金課保険給付係（区役所1階） ☎内線2383
- ▶後期高齢者医療制度……………国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階） ☎内線2391
- ▶介護保険……………介護保険課介護給付係（区役所2階） ☎内線2432



令和2年度

学童クラブ利用の追加申請を受け付け

利用期間

4月1日～令和3年3月31日 ※(日)・(祝)を除く

申請方法

各学童クラブ・区役所2階児童青少年課で配布する申請書等（荒川区ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、2月17日(月)～29日(土)に第1希望の学童クラブへ

※尾久小学学童クラブは建設中のため、尾久小にこにこすくー（東尾久5-6-7尾久小学校内）へ ☎（3809）5357

※お子さんの通う学校ごとに選択できる学童クラブが異なります

※右表の◎または★マークの学童クラブは、小学4～6年生も申し込みます

問 合 せ

児童青少年課児童事業係 ☎内線3831

学童クラブ名	所在地	電話番号
南千住四丁目 ★	南千住4-9-7 トミンタワー南千住四丁目内	(3891)6517
二峡小 ☆	荒川2-30-1 第二峡田小学校内	(3891)9780
三峡小 ☆★	荒川1-43-1 第三峡田小学校内	(3801)6082
花の木 ◎	荒川5-50-5 花の木ひろば館内	(3819)2181
九峡小 ☆★	荒川6-8-1 第九峡田小学校内	(3819)7931
七峡小 ☆◎	町屋8-19-12 第七峡田小学校内	(3895)4796
熊野前 ◇★	東尾久5-9-3 熊野前ひろば館内	(3819)1131
尾久小 ☆	東尾久5-6-10 尾久小学校内（4月開設予定）	未定
西日暮里二丁目 ☆★	西日暮里2-32-25 西日暮里二丁目ひろば館内	(3806)4259
二日小 ☆★	東日暮里5-2-1 第二日暮里小学校内	(3891)5971
六日小 ☆◎	西日暮里6-35-16 第六日暮里小学校内	(3893)3820

記号の説明

- ☆…放課後子ども総合プランを実施（にこにこすくーと一体型の運営）
- ◇…連携型の放課後子ども総合プランを実施（学校休業日を中心に近隣のにこにこすくーと連携）
- ◎…高学年指定学童クラブ
- ★…定員に空きがあるため令和2年度は小学4～6年生も申し込みます